

「IR活動の実態調査」

調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、一般社団法人 日本IR協議会は、例年ご協力いただいております「企業のIR活動の実態」に関するアンケート調査を、本年も実施いたします。

本アンケートはわが国で実施されるIRに関する最大規模の調査です。調査は今年で26回目を迎え、調査結果は、上場企業のIR活動の推進や改善に活用されるだけでなく、日本のIRの実態把握に欠かせない調査として、資本市場の法令・制度議論や学術研究などにも活用されています。

今回はコーポレートガバナンス・コードの改訂および、フェア・ディスクロージャー・ルールやMiFIDⅡの施行を受けた企業や投資家の行動変化に焦点を当てます。なお調査結果は、主要項目を公表するとともに、ご回答をいただいた全ての企業様には詳細な報告書をお送り致しますので、今後のIR活動にご利用頂けましたら幸いです。

データは統計的に処理し、個別企業名や回答内容が公表されることはありません。なお、調査の実施は、日本経済新聞社グループの総合調査会社である(株)日経リサーチが担当いたします。
ご多忙のところ恐縮ですが、趣旨をご理解のうえ、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

2019年2月

一般社団法人 日本IR協議会

※日本IR協議会は、IRの普及や質の向上を目標に活動するわが国唯一の民間非営利団体です。
1993年に産業界中心に設立されました。私たちは、調査・研究やセミナー・講座、表彰制度を通じて、企業と市場とを結ぶIRオフィサーのレベルアップを目指し、活動しています。

【調査について】

- ご回答は、**企業のIR活動を担当されている管理職の方** をお願い致します。
- 回答可能な質問だけご回答していただいて結構でございます。
- ご回答いただいた担当者の方には、**調査結果報告書** をお送り致します。
(日本IR協議会の会員企業様には、担当者1の方宛にお送り致します)
- アンケート結果は数字に置き換え、統計処理致しますので、ご回答内容やお名前を公開することは絶対にございませぬ。
また、ご記入いただきました個人情報については、ご回答内容についてのお問い合わせ、報告書の送付および次回調査票の送付に使用させていただきます。また、ご回答いただいた方には後日、日本IR協議会主催のセミナー等のご案内をさせていただきます場合がございます。
- 案内の送付に同意されない場合は、当表紙のご所属情報の下：「案内状送付に同意しない」を選択して下さい。**
- 本調査に関するお問い合わせやご不明な点等がございましたら、調査実施期間の下記問合せ先までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

日本経済新聞社グループの総合調査会社

株式会社 **日経リサーチ**



12390037(10)

日経リサーチは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より個人情報を適切に取り扱っている事業者としての認定を受けプライバシーマークを使用しています。

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル
コンテンツ事業本部編集企画部
担当：松澤、大槻、富沢
TEL:03-5296-5198 FAX:03-5296-5140
E-mail:ir-jittai@nikkei-r.co.jp
お問い合わせ受付時間：平日10:00～18:00

回答締め切り **2019年2月22日(金)**

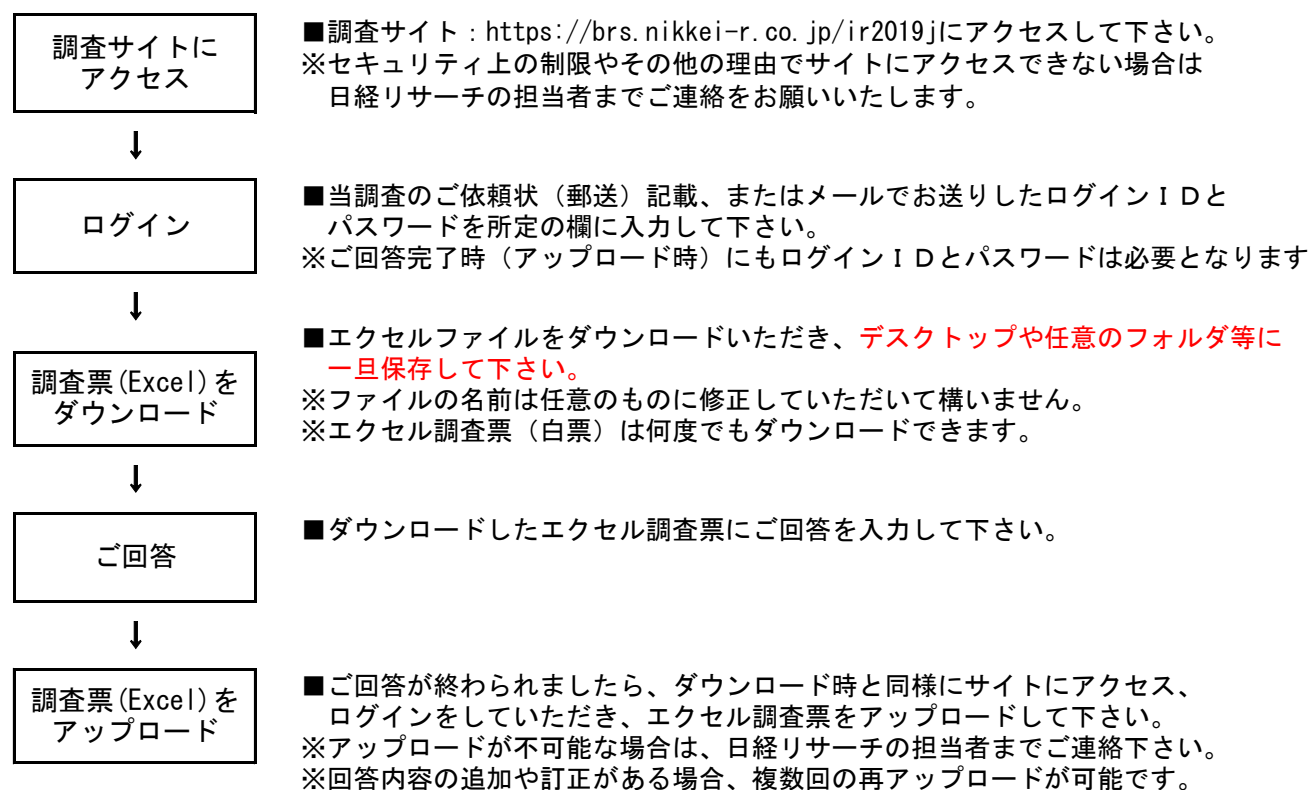
■ ご所属情報（ご回答内容についてのお問い合わせおよび報告書の送付先情報）

貴社名			
所属部署		役職	
お名前	様		
TEL		e-mail	
郵便番号		住所	
備考欄			

- 日本IR協議会主催のセミナー等の「案内状送付に同意しない」方はこちらに「1」を入力して下さい ⇒ (同意される方は空白のまま構いません)

ご記入いただきました調査票ファイルは、下記URLサイトへのアップロードをお願い致します。
調査票ファイルアップロードサイト：<https://brs.nikkei-r.co.jp/ir2019j>

【ご回答の手順】



【ご回答上の注意事項】

- 1) 調査票記載の「黄色」の網掛け部分に、回答選択肢番号または文字等のご入力をお願いいたします。
- 2) 回答済みファイルは、**Excel2007形式(拡張子xlsx)にてアップロード**をお願いいたします。
- 3) 回答済みファイルは**パスワードを設定せず、アップロード**をお願いいたします。
 （パスワードを設定された状態でアップロードされるとデータが読み取れません）
- 4) ダウンロードされる調査票（エクセル）にはシート保護を設定しております。
 正しくデータを取得するため、シートの保護解除は行わないで下さい。
- 5) 設問についてのQ & Aは調査票ダウンロードページに掲載しております。（随時更新）
- 6) ご回答部署が複数にまたがる場合、貴社内でご回答を集約後にアップロードをお願いいたします。
- 7) 選択肢の一部に自由回答がございますが、質問の趣旨に沿って具体的な内容をお書き下さい。

【目次】（設問またはタイトルをクリックすると該当シートへ飛ぶことができます）

シート	設問	タイトル
1章	Q1-Q4	I R活動の目標や内容について（回答必須設問：Q1）
2章	Q5-Q8	日本版ステewardシップ・コードと コーポレートガバナンス・コード導入後の対話の進展状況について
3章	Q9-Q12	対話で活用する非財務情報（含むESG情報）について
4章	Q13	統合報告書について
5章	Q14	海外で行うI Rの取り組みについて
6章	Q15-Q16	I Rイベントおよびツールについて
7章	Q17-Q19	新ルール下での適切なI R活動について
8章	Q20	個人投資家向けI R活動について
9章	Q21-Q23	日本I R協議会について
10章	F1-F4	貴社のプロフィールについて

貴社のIR活動の目標やIR活動の内容について

Q1. IR活動を実施していますか。

(1つだけ)

1. 実施している 2. 実施を検討している (→Q21へ) 3. 実施していない (→Q21へ)

★Q1は必ずご回答ください★

(Q1で「1.実施している」とお答えの方へ)

Q2_a. 次にあげる項目のうち、明文化した目標はありますか。

(いくつでも)

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 企業の認知度向上 | 12. 経営に有用な情報のフィードバック |
| 2. 適正な株価の形成 | 13. 企業ブランド価値の向上 |
| 3. 企業・事業内容の理解促進 | 14. 企業価値の創造 |
| 4. 経営戦略・経営理念の伝達 | 15. コーポレートガバナンスの向上 |
| 5. 企業イメージの向上 | 16. 日本版スチュワードシップ・コードが求める「目的をもった建設的な対話」への適切な対応 |
| 6. 長期保有の株主づくり | 17. その他 |
| 7. 株主・投資家との信頼関係の構築 | |
| 8. 資金調達コストの低減 | |
| 9. 個人株主数の増加 | |
| 10. 外国人持株比率の増加 | 18. 特に目標は定めていない |
| 11. 株式売買高の増加 | |

Q2_b. 上記で選んだ項目のうち優先する目標上位3つまで選んで、番号をご記入ください。

1位

2位

3位

Q3. 経営トップ（代表権を持つ会長、社長、CEOなど）によるIR活動を行っていますか。

(いくつでも)

- | |
|--|
| 1. トップが決算説明会（電話会議を含む）に参加する（※本決算および第2四半期決算のみ） |
| 2. トップが毎四半期決算説明会（電話会議を含む）に参加する |
| 3. トップが経営方針・経営戦略説明会（主にアナリスト・機関投資家向け）に参加する |
| 4. トップがスモールグループミーティング（主にアナリスト・機関投資家向け）に参加する |
| 5. トップが株主総会後の懇親会（説明会）に参加する |
| 6. トップが証券会社などが主催する機関投資家向け説明会に参加する |
| 7. トップが海外での説明会や投資家訪問に参加する |
| 8. トップが国内の機関投資家を訪問する |
| 9. トップがアナリストや投資家の取材を受ける |
| 10. トップが報道機関の取材を受ける |
| 11. トップが個人投資家向けのイベントに参加する |
| 12. その他 |
| 13. 経営トップによるIR活動は行っていない |

〔株主総会に関わる活動について伺います〕

Q4_a. 実施しているものはどれですか。

Q4_b. (aで実施しているもののうち) 英語でも実施しているものはどれですか。

Q4_c. (aで実施しているもののうち) IR部門が関わっている活動はどれですか。

(いくつでも)

- | | |
|-----------|---|
| (1) 株主総会前 | 1. 機関投資家の議決権行使担当者とコーポレートガバナンス体制や招集通知、議案などについて対話する
(主要株主に対して電話や訪問にて会社側提案について理解を求める活動も含む)
*直近株主総会前3か月以内に対話した機関投資家の社数 ⇒ <input type="text"/> 社 |
| | 2. 招集通知を自社のIRサイトやTDnet等、電子的に公表する |
| | 3. 招集通知を法定期限（株主総会の2週間前まで）より早期に発送する |
| | 4. 招集通知参考資料や事業報告の表現を充実させる
(例：図やグラフを採用して説明する、取締役候補の名前を大きくする等) |
| | 5. 招集通知参考資料の内容充実
(例：経営戦略、コーポレートガバナンス、独立社外取締役の選任を含む取締役・監査役会の機能、政策保有株に関する方針、資本政策、経営陣や取締役の報酬制度等) |
| | 6. 有価証券報告書の総会前提出 |
| | 7. 総会の想定問答を準備する |
| | 8. 株主への事前アンケート
(例：総会で説明してほしいことを調査する等) |
| | 9. 議決権行使助言会社に議案を説明する |
| | 10. 議決権行使を促す（議決権行使促進機関の利用も含む） |
| | 11. 議決権電子行使プラットフォームを利用する |
| | 12. 他社の総会開催日と重ならないようにしていることを説明する |
| | 13. その他 |

a. 実施しているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b. 英語でも実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c. IR部門が関与	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(いくつでも)

(2) 株主総会	1. 事業報告をプレゼンテーション資料や映像を用いて説明する
	2. 当日、議案審議以外に株主向け説明会を開催する
	3. 当日、議案審議以外に株主向け懇談会を開催する
	4. 株主総会の会場を本社所在地とは関係なく投資家が参加しやすい場所にする
	5. 当日、総会を株主以外の投資家や報道機関に公開する
	6. 当日、社外取締役にも発言の機会を与えている
	7. 当日、信託銀行等の名義ではあるが、実質株主の参加を認めている
	8. その他

a. 実施しているもの				
b. 英語でも実施				
c. IR部門が関与				

(いくつでも)

(3) 株主総会后	1. 自社のIRサイトで総会の決議通知を掲載する
	2. 自社のIRサイトで総会の動画を配信する(同時配信を含む)
	3. 自社のIRサイトで総会を文章・写真などで報告する
	4. 自社のIRサイトに当日説明資料を掲載する
	5. 自社のIRサイトに議決権行使の賛否割合を公表する臨時報告書を掲載する
	6. 自社のIRサイトで賛否得票数の詳細な内訳(取締役候補別の得票数等)を開示する
	7. 株主総会で可決に至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案の原因分析をし、株主と対話を行う
	8. その他

a. 実施しているもの				
b. 英語でも実施				
c. IR部門が関与				

日本版ステewardシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード導入後の対話の進展状況について

(注) 用語説明

日本版ステewardシップ・コード（以下SSコード）とは、機関投資家が投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、2014年2月に制定された「機関投資家の行動原則」

エンゲージメントとは、企業と投資家との間で行われる「目的を持った建設的な対話」

エンゲージメント・アジェンダとは、「目的を持った建設的な対話のための議題」

コーポレートガバナンス・コード（以下CGコード）とは、主に東証1、2部企業を対象に実効的なコーポレートガバナンスの実現のための原則をまとめたもので2015年6月1日から導入、2018年6月1日に改訂

コーポレートガバナンス報告書（以下、CG報告書）とは、東京証券取引所が上場会社に提出を求めるコーポレート・ガバナンスの状況を記載した報告書

経済産業省が「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGSガイドライン）を2017年3月31日に策定、2018年9月28日に改訂

〔SSコードやCGコードの導入後のエンゲージメントに関して伺います〕

Q5. 1年前に比べて、機関投資家やセルサイドアナリストの行動や質問に両コードによる変化が見られますか。

(1つだけ)

- | | | |
|---------|-----------------|--------------|
| 1. 見られる | 2. 見られない (→Q6へ) | 3. どちらとも言えない |
|---------|-----------------|--------------|



(Q5で「1. 見られる」または「3. どちらとも言えない」とお答えの方へ)

SQ1. 下記のような事象や実感はありますか。

(いくつでも)

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 個別面談前にSSコード遵守宣言やエンゲージメント・アジェンダを提出してきた コーポレートガバナンス関連の質問状（アンケート）が送付されてきた エンゲージメントを目的に経営トップや取締役への面談要請が増えてきた 定期的な取材や面談でもエンゲージメントを意識した質問が増えてきた
(経営戦略、経営理念、コーポレートガバナンス、独立社外取締役の選任を含む取締役・監査役会の機能、政策保有株に関する方針、ESG含む非財務情報、ROE、資本コスト、資本政策、企業年金のアセットオーナーとしての方針、後継経営者に関する方針、経営陣と取締役の報酬制度、相談役・顧問制度、ダイバーシティ関連質問等) 定期的な取材や面談でも短期的な業績見通しの質問より中長期の持続的成長に関する質問が増えてきた 定期的な取材や面談でも事業内容をより深く理解した質問が多くなった 企業価値向上や持続的成長を協働で達成しようという姿勢が以前より強くなった その他 | |
|---|--|

(Q5で「1. 見られる」または「3. どちらとも言えない」とお答えの方へ)

SQ2. 1年前に比べて、現時点で、企業の持続的成長を目的とした機関投資家との対話は全般的に促進されましたか。□

(1つだけ)

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 大いに促進された 促進された エンゲージメントには形式的なものも含まれるが、やや促進された エンゲージメントには形式的なものが多く、実質的な変化はない 現時点で変化はない わからない | |
|--|--|

Q6. S SコードやC Gコードを意識した対応をしていますか。

(1つだけ)

- | | | |
|---------|-----------------|--------------|
| 1. している | 2. していない (→Q7へ) | 3. どちらとも言えない |
|---------|-----------------|--------------|

--

(Q6で「1. している」または「3. どちらとも言えない」とお答えの方へ)

SQ1. どのような対応をしていますか。

(いくつでも)

- | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資家と共通言語で対話出来るように、自社のエンゲージメント・アジェンダや枠組みを策定した 2. 投資家と共通言語で対話出来るように、自社のエンゲージメント・アジェンダや枠組みの策定を検討している 3. 機関投資家やセルサイドアナリストとの面談ではS SコードやC Gコードを意識して対応している
(例：経営戦略、経営理念、コーポレートガバナンス、独立社外取締役の選任を含む取締役・監査役会の機能、政策保有株に関する方針、E S G含む非財務情報、R O E、資本コスト、資本政策、後継経営者に関する方針、経営陣と取締役の報酬制度、等に関連する情報の準備や質問への回答等) 4. 決算説明資料・I R D a y資料等にS SコードやC Gコードで重視されている情報やデータを掲載している (同上) 5. 自社ウェブサイトにてS SコードやC Gコードで重視されている情報やデータを掲載している (同上) 6. 理解不十分な投資家からの面談依頼を断った、又は、断る方針を策定している 7. 投資家との面談では統合報告書を活用している 8. 経営トップと投資家との面談や説明会の機会を増やした 9. 社外取締役と投資家との面談や説明会の機会を持っている ⇒年間： <input style="width: 50px;" type="text"/> 回 10. C G報告書の開示や説明を充実させることで、エンゲージメントを促進している 11. 統合的な開示や対話に心掛けている 12. その他 <input style="width: 100%; height: 15px;" type="text"/> | <table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> </table> | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

Q7. S SコードやC Gコードを意識した対応をするための課題があればお聞かせください。

(いくつでも)

- | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. S Sコードが機関投資家を対象にしているため、企業がどこまで対応すべきかわかりにくい
(例：機関投資家からの突っ込んだ質問にどの程度まで回答すべきか、頻繁な対話要請にどこまで応えるべきか、等) 2. 機関投資家によってS SコードやC Gコードの解釈や受け入れ姿勢が異なるので、一律に対応しにくい
(例：どのレベルの経営陣、社外取締役が対話に出るべきか、等) 3. S SコードやC Gコードで求められている「対話」において、インサイダー取引規制や公平性の原則に抵触しないようにするために何をどこまで話すべきかを判断する基準設定が難しい
(例：公表していない重要事実以外であれば、何を話してもよいのか、等) 4. 非財務情報(C S RやE S G等)がどのように中長期的企業価値向上に貢献するかを説明するのが難しい 5. 社外取締役含む取締役と投資家との面談の機会をどの程度持つべきかの判断基準が難しい 6. 資本コストを意識したR O E水準と企業価値向上のロードマップを合わせて説明するのが難しい 7. 投資家との対話の共通言語としてのエンゲージメント・アジェンダや枠組みの策定が難しい 8. 統合的な開示や対話することが難しい 9. C G報告書の開示や説明をさらに充実させること 10. C G報告書で説明(Explain)した項目を遵守(Comply)にすること 11. その他 <input style="width: 100%; height: 15px;" type="text"/> 12. 特に課題はない | <table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;"></td><td style="background-color: yellow;"></td></tr> </table> | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(Q7で「1」～「10」いずれかにお答えの方へ)

SQ1. 課題に対応するために取り組んでいることがあればお聞かせください。

(例：対応のための基準を自社で設定している、海外企業の対応を参考にしている等)

※半角カタカナはご使用しないでください (データ集計時に文字化けする恐れがあります)

※数字やアルファベットは半角・全角問いません

--

Q8. 一連のいわゆる「コーポレートガバナンス改革（SSコード、CGコード、伊藤レポート、CG報告書等の導入）」を経て、実効性のあるコーポレートガバナンス体制が構築できたと思いませんか。□

(1つだけ)

1. 十分に実効性があると思う (→Q9へ) 2. まだ改善の余地があると思う 3. どちらとも言えない

(Q8で「2. まだ改善の余地があると思う」または「3. どちらとも言えない」とお答えの方へ)

SQ1. どの点に実効性にまだ改善の余地があるとお考えですか。

(いくつでも)

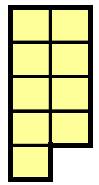
1. 全般的に社内で十分協議されていない
2. 外部（投資家、資本市場等）の目線が十分反映されていない
3. エンゲージメント（対話）に必要な情報開示の体制・内容の検討が十分されていない
4. 機関設計に関する議論が十分でない（選択した機関設計が企業価値向上に資するものなのか、等）
5. 取締役会の構成と運営に課題
(例：CEO後継者計画への関与、取締役報酬制度の設計、各種委員会の設置、取締役会評価、連絡・情報提供体制、トレーニング、独立社外取締役だけの会合、等)
6. 独立社外取締役の選任に課題
(例：十分な人数、適切な経験・能力を持つ取締役の選任、多様性等)
7. 政策保有株方針に関する議論が十分でない
8. 少数株主や外国人株主に十分に配慮ができていない
(個人投資家にわかりやすい言葉・理論で説明、合理的な範囲において英語での情報の開示・提供、招集通知の早期発送、議決権行使の電子化、英訳対策、等)
9. 経営環境の変化に伴う企業の方向性の変化に対応するために絶えずガバナンスの充実に向けて見直していく必要がある
10. サクセッションプラン（経営者の後継者育成計画）が出来ていない又は十分でない
11. 女性活躍推進や国際性向上などダイバーシティへの取り組みが不十分
(例：取締役や幹部への女性や外国人登用の推進等)
12. 企業年金のアセットオーナーとしての機能が不十分
13. リスクの開示や管理体制が十分でない
14. CG報告書で説明（Explain）した項目が遵守（Comply）できていない
15. その他

対話で活用する非財務情報（含むESG情報）について

Q9. どのような形で非財務情報（含むESG情報）の開示を行っていますか。

(いくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. アニュアルレポート | |
| 2. 株主向け事業報告書 | |
| 3. CSR報告書（含むサステナビリティレポート） | |
| 4. 統合報告書（アニュアルレポートとESGなどについて記したCSR報告書を1冊にまとめたもの） | |
| 5. ウェブサイト | |
| 6. 中期経営計画資料 | |
| 7. 決算説明資料 | |
| 8. ESG説明会 | |
| 9. その他 | |



Q10_a. どのような内容の非財務情報（含むESG情報）の開示が重要と考えていますか。

Q10_b. (aで重要と考えているうち)、実際に開示しているものも選んでください。□

(いくつでも)

- | |
|---|
| 1. 企業理念、経営ビジョン |
| 2. ビジネスモデル
(例：付加価値を生み出す収益構造やドライバー、競争優位性の源泉となる経営資源や無形資産等) |
| 3. 持続的な成長に向けての取り組み
(例：ESGに対する認識や主要なステークホルダーとの関係構築等) |
| 4. リスクの認識とそのマネジメント
(例：事業環境の変化リスク対応等) |
| 5. 事業戦略の強化
(例：SDGsの意識や社会との関係構築、研究開発、人材、知的資本への投資とその進捗等) |
| 6. 多様な資本を活用して得た価値を評価する仕組み
(例：企業独自のKPI：重要業績管理指標や、中長期の経営戦略・経営計画の成果を測る指標の設定等) |
| 7. コーポレートガバナンスによる規律づけ
(例：ガバナンスの仕組みや執行のモニタリング、取締役の実効性評価等) |
| 8. その他 |

a. 重要な開示
b. 実際に開示

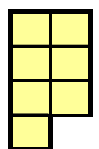
(注) SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略。国際社会が持続可能な発展のために2030年までに達成すべき目標で、国連総会が15年に採択した。気候変動や水保全など環境対策のほか、貧困や飢餓の撲滅、ジェンダー（性）の平等など17の目標とそれを具体化した169のターゲットで構成する。

Q11. 非財務情報（含むESG情報）の開示に関して以下のような課題や懸念はありますか。

(いくつでも)

- | |
|--|
| 1. 非財務情報（含むESG情報）を企業価値と結びつけて開示・説明すること |
| 2. 財務諸表に表れない情報である非財務情報を投資家に理解してもらえるように説明すること |
| 3. Materiality（自社とステークホルダーにとって重要な非財務情報）を特定すること |
| 4. 本業のビジネスとESG情報を関連付けること |
| 5. ESG投資の投資決定プロセスがわからないので、どのようなESG情報を開示すべきか絞りにくいこと |
| 6. ESG情報ベンダーは企業と特に対話もなくウェブサイト等を開示されたESG情報だけをもとにESG格付けを行っているケースもある印象があること |
| 7. その他 |



Q12. 投資家から非財務情報（含むESG情報）に関する質問を受けたり、対話をしている実感はありますか。

(1つだけ)

- | | | |
|-------|-------|--------------|
| 1. ある | 2. ない | 3. どちらとも言えない |
|-------|-------|--------------|



統合報告書について

Q13. 統合報告書を作成していますか。

(1つだけ)

1. 作成している (→Q13_SQ1、SQ2、SQ3へ) 2. 作成していない (→Q13_SQ4、SQ5へ)

(注) 統合報告書とは

アニュアルレポートとESGなどについて記したCSR報告書を1冊にまとめたものです。

(Q13で「1. 作成している」とお答えの方へ)

SQ1. 統合報告書を作成している理由は何ですか。

(いくつでも)

1. 自社の「見えざる価値」を表現することによって、投資家、アナリストに企業価値の理解を深めてもらえるため
2. ESGを中心に海外投資家の理解を深めてもらうため
3. 幅広いステークホルダーに自社の存在価値を理解してもらうため
4. 長期指向の投資家との有用なコミュニケーションツールとなるため
5. 非財務情報の開示を整理することによって、社内にこれまで埋もれていた価値を掘り起こすことができるため
6. 各種報告書を作成するよりも、結果的にコストダウンにつながるため
7. SSコードやCGコード等の規範に対応するため
8. 自社のグループ社員に読んでもらうことで企業価値向上への意欲を促し、その実現につなげるため
9. その他

(Q13で「1. 作成している」とお答えの方へ)

SQ2. 作成している統合報告書に以下にあるような課題がありますか。

(いくつでも)

1. 財務情報と非財務情報の単純な合体に終わっている
2. 幅広いステークホルダーのニーズを満たしているかわからない
3. タイムリーな発行ができないため、投資家、アナリストのニーズを満たしているかわからない
4. 統合報告書を作成しても投資家、アナリストに読まれている実感がない
5. 対話の共通言語のためのツールとなっているかわからない
6. 非財務情報が持続的成長を予測させるものになっているかわからない
7. その他
8. 課題はない

(Q13で「1. 作成している」とお答えの方へ)

SQ3. 統合報告書をどのように活用していますか。

(いくつでも)

1. 投資家、アナリストとのエンゲージメントに利用
2. 特に海外投資家とのエンゲージメントに利用
3. 特に長期投資家とのエンゲージメントに利用
4. 統合報告書の説明会を開催し、持続的企業価値向上の理解促進に利用
5. ESG説明会等に利用
6. 社員(含む新卒採用)の自社の理解促進に利用
7. その他

(Q13で「2. 作成していない」とお答えの方へ)

SQ4. 統合報告書を作成していない理由は何ですか。

(いくつでも)

1. 社内で統合報告書を作成するための、他部署との連携体制ができていない
2. 自社の「見えざる価値」の把握が困難
3. 投資家、アナリスト始めとするステークホルダーから統合報告書のニーズが少ない(利用者がどの程度いるかわからない)
4. 統合報告書を作成しても投資家、アナリストに読まれない
5. 統合報告書の作成意義、費用対効果がわからない
6. 監査がどの程度必要かが不透明
7. 現行のアニュアルレポートやCSR報告書が十分に機能している
8. フォーマットが決まっておらず、他社との比較がしにくい
9. その他

(Q13で「2. 作成していない」とお答えの方へ)

SQ5. 今後、統合報告書を作成する予定はありますか。

(1つだけ)

1. ある 2. ない 3. わからない

海外で行うIRの取り組みについて

Q14. 海外IR（海外で行うIR）を行っていますか。

(1つだけ)

1. 行っている (Q14_SQ1、SQ2、SQ3、SQ4、Q14_aへ) 2. 行っていない (→Q14_bへ)

--

(Q14で「1. 行っている」とお答えの方へ)

SQ1. 証券会社等がアレンジして海外で行われる「カンファレンス」は、どの地域で行いますか。
また、社内のどのクラスの方が説明していますか。 (それぞれいくつでも)

(Q14で「1. 行っている」とお答えの方へ)

SQ2. 海外で実施する海外投資家への「個別訪問」は、どの地域でされていますか。
また、社内のどのクラスの方が訪問していますか。 (それぞれいくつでも)

地域

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 米国 | 5. 中国本土 |
| 2. 英国 | 6. 中近東 |
| 3. 欧州 | 7. その他 |
| 4. アジア・大洋州 (除く中国) | |

説明／訪問される方

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 本社経営トップ | 5. 現地法人幹部 |
| 2. 本社IR担当役員 | 6. その他 |
| 3. 本社IR担当以外役員□ | |
| 4. 本社IR担当部長 | |

(注) トップとは
代表権を持つ会長、社長、CEOなど

(SQ1) カンファレンス	地域	⇒	説明される方				
	例		1	2	5		

(SQ2) 個別訪問	地域	⇒	訪問される方				
	例		1	2	5		

(Q14で「1. 行っている」とお答えの方へ)

SQ3. どのような形で海外投資家とコンタクトをとっていますか。

(いくつでも)

- | |
|-------------------------|
| 1. 自社で直接、海外投資家にアポイントを取る |
| 2. 証券会社などのアレンジャーに依頼する |
| 3. その他 |

--	--

(Q14で「1. 行っている」とお答えの方へ)

SQ4. 海外投資家とのコンタクト状況についての満足度をお答えください。

(1つだけ)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 大変満足 (→SSQ1へ) | 3. やや不満 (→SSQ2へ) |
| 2. やや満足 (→SSQ1へ) | 4. 大変不満 (→SSQ2へ) |

--

(Q14_SQ4で「1. 大変満足」「2. やや満足」とお答えの方へ)

SSQ1. 理由についてお答えください。

(いくつでも)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 海外投資家から受ける様々な意見は、今後の自社の経営に役立つ |
| 2. グローバルに見た自社のポジションがわかる |
| 3. ファンドの性格、運用方針の違いにより、様々な意見をもらえる |
| 4. 日本以外の地域 (特にアジア) の資本市場に対する見方がわかる |
| 5. その他 |

--	--

(Q14_SQ4で「3. やや不満」「4. 大変不満」とお答えの方へ)

SSQ2. 理由についてお答えください。

(いくつでも)

- | |
|---|
| 1. 会いたい海外投資家とコンタクトができない |
| 2. 言葉の問題で自社の言いたいことがうまく伝えられない |
| 3. 海外投資家の持ち株比率上昇につながっていない |
| 4. 海外投資家側の担当者の交代頻度が高い |
| 5. 海外投資家側の担当者がアジア株との兼任者であり、日本株に対する知見が深くない |
| 6. その他 |

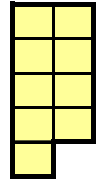
--	--

(Q14で「1.行っている」とお答えの方へ)

Q14_a. 海外 I R (海外で行う I R) の分野で今後充実させたい活動はありますか。

(いくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. Web上における英語での情報発信 | |
| 2. これまで訪問していない地域や投資家へのアプローチ | |
| 3. 特に SWF (政府系ファンド、Sovereign Wealth Funds) へのアプローチ | |
| 4. 同業他社株を保有している海外投資家への訪問強化 | |
| 5. 長期保有の投資家へのアプローチ | |
| 6. 海外投資家向け紙媒体 (アニュアルレポート等) の電子化 | |
| 7. E S G を評価軸とする投資家訪問 | |
| 8. コーポレートガバナンス担当者へのアクセスやミーティング | |
| 9. その他 | |

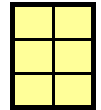


(Q14で「2.行っていない」とお答えの方へ)

Q14_b. 海外 I Rを行っていない理由をお答えください。

(いくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. 現在の株主に海外投資家が少ない | |
| 2. 海外投資家に説明するのが難しい業態であり、誤解を生む恐れがある | |
| 3. 海外投資家にはアナリストレポートなど間接的な情報伝達で十分と考える | |
| 4. 経営層に海外投資家に積極的に自社株を保有してもらおうというインセンティブが働かない | |
| 5. 自社の事業領域が日本国内だけであり、海外投資家が関心を持つことは想定しにくい | |
| 6. その他 | |



新ルール下での適切なIR活動について

日本IR協議会は、2018年2月に「情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針～フェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえて～（「開示と対話のベストプラ指針」）」を公表しました。

https://www.jira.or.jp/download/guiding_20180228.pdf

本指針は、前向きな情報開示と対話のために、4つの基本原則と留意点、望ましい実務等をまとめたものです。本指針で示した4つの基本原則に沿って、貴社の取り組みを可能な範囲でお聞かせください。

(注)用語説明

フェア・ディスクロージャー・ルール（以下FDルール）とは、株式などの有価証券の発行者が、公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するためのルール。これを定めた改正金融商品取引法、同施行令、および同法の規定による重要情報の公表に関する内閣府令が、2018年4月1日に施行された。

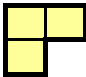
「重要情報」とは、「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」と金商法上定義されている。具体的には、「インサイダー取引規制の対象となる情報の範囲と基本的に一致させつつ、それ以外の情報のうち、発行者または金融商品に係る未公表の確定的な情報であって、公表されれば発行者の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性があるもの」を含んだものである。

「主要情報」とは、例えば、将来業績情報、セグメントごとの見通し情報、中期経営計画関連情報、過去業績情報、資本政策情報、新商品関連情報、ESG情報、などを指す。

〔FDルールを踏まえた対応について伺います〕

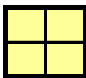
Q17_a. **【基本原則1】は、法令に基づく一貫した情報開示姿勢を整えるための原則です。どのように態勢を整えていますか。**

(いくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. FDルールを踏まえた態勢を強化している
(例：公表前の「重要情報」を投資家等に伝えた場合の方針と手続きを決めた等) |  |
| 2. 情報開示の態勢を見直し、社内規程などにも反映させている
(例：開示プロセスを見直す、「重要情報」の定義や考え方などを明文化し社内でも共有する等) | |
| 3. その他 | |
| 4. まだ決めていない、わからない | |

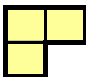
Q17_b. **【基本原則2】は、企業と投資家等が建設的な対話をするための原則であり、その一環として「主要情報ごとの建設的な対話の実務対応指針」も示しています。以下のような活動に取り組んでいますか。**

(いくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1. FDルールの対象となる「重要情報」の定義や考え方を、自社として明確にした、又は明確にするよう取り組んでいる（以前から明確にしていた場合も含む） |  |
| 2. 対話で活用する「主要情報」を中心に、どのように開示や対話をするかを整理した、または整理するよう取り組んでいる | |
| 3. 対話を深掘りするために使う情報の要点を適時開示、またはウェブサイト等で開示した、または開示するよう取り組んでいる | |
| 4. その他 | |
| 5. まだ決めていない、わからない | |


Q17_c. **【基本原則3】は、機関投資家、アナリスト、個人投資家、市場関係者等の間の情報アクセスの公平性を保つための原則です。以下のような活動に取り組んでいますか。**

(いくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1. ウェブサイト等を通じた情報開示を充実させるなど、多様な人々が情報にアクセスする機会を広げている |  |
| 2. 投資家等との対話において、留意すべき事項を確認し、対応方針を定めた、または定めるよう取り組んでいる
(例：日本証券業協会のアナリスト向けガイドライン、期末の近接時期における業績予想情報、面談要望への対応、環境変化に応じた開示等) | |
| 3. その他 | |
| 4. まだ決めていない、わからない | |

Q17_d. **【基本原則4】は、情報開示方針（ディスクロージャー・ポリシー：DP）を策定し、適切な行動のための指針とするための原則です。DPを策定していますか。**

(1つだけ)

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. DPを策定し公表している |  |
| 2. DPを策定しているが、公表していない | |
| 3. DPを策定中である | |
| 4. DPを策定していないが、今後、策定を検討する | |
| 5. DPを策定しない | |
| 6. その他 | |
| 7. まだ決めていない、わからない | |

(Q17_dで「1」～「4」とお答えの方へ)

SQ1. 策定または検討している情報開示方針に、以下のような点を考慮しますか。

(いくつでも)

- | |
|---|
| 1. 自社のIR哲学ともいうべき企業理念・企業姿勢の内包 |
| 2. 策定等に当たっての取締役会によるリーダーシップ発揮 |
| 3. 「重要情報」の定義や考え方、開示の要件、「重要情報」か否かを判断するための基準や仕組み(情報開示委員会の設置等) |
| 4. 公表前の「重要情報」を「取引関係者」に伝えた場合の取扱いの方針と手続 |
| 5. 企業を代表して投資家等と対話するスポークスパーソンの考え方 |
| 6. 投資家等からよく聞かれる財務情報等についての開示・説明方針 |
| 7. 関連部署の連携体制や情報開示と対話方針の理解度向上 |

〔FDルールに関連して伺います〕

Q18. 同ルールの施行後に、アナリストの行動が変化するなどの影響が表れたと感じていますか。

(1つだけ)

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 影響が表れた | 3. 特に影響はない |
| 2. やや影響が表れた | 4. その他 |

--

(Q18で「1. 影響が表れた」「2. やや影響が表れた」とお答えの方へ)

SQ1. 具体的にどのような変化や影響が表れていますか。

(いくつでも)

- | |
|---|
| 1. これまでアナリストに伝えてきた情報の公表を求める声が高まった(例：月次情報のウェブサイト掲載等) |
| 2. 自社に関してアナリストが行う四半期業績予想の情報が減少した |
| 3. 自社に関してアナリストが行う業績予想のばらつきが拡大した |
| 4. 自社をカバーするアナリストの視点が短期から中長期へとシフトした |
| 5. 重要イベント(決算発表など)直後において、自社の株価の変動率が拡大した |
| 6. その他 |

Q19. 欧州において第二次金融商品市場指令(以下MiFID II)が施行された後の影響として、貴社が感じておられることはありますか。

(1つだけ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 影響を感じている | 3. 特に影響は感じない |
| 2. やや影響を感じている | 4. その他 |

--

(Q19で「1. 影響を感じている」「2. やや影響を感じている」とお答えの方へ)

SQ1. 具体的にどのような影響を感じておられますか。

(いくつでも)

- | |
|---|
| 1. いわゆるバイサイド(運用会社やアセットオーナー等)の姿勢が変化し、これまでセルサイド(証券会社や銀行系)アナリストが担ってきた企業との仲介機能が低下してきている |
| 2. 自社をカバーするアナリストの人数が以前よりも減少している |
| 3. 中小型株をカバーするアナリストの人数が以前よりも減少している |
| 4. セルサイド主催のカンファレンスや、セルサイド企画のミーティングが減少している |
| 5. 自社にコンタクトしてくるアナリストは、セルサイドの比率が低下する一方、バイサイドや独立リサーチ会社の比率が上昇している□ |
| 6. その他 |

(Q19にお答えのすべて方へ)

SQ2. MiFID IIの施行に合わせて、具体的にどのような対応をされていますか。

(いくつでも)

- | |
|--|
| 1. いわゆるバイサイド(運用会社やアセットオーナー等)から直接コンタクトがあった場合にも対応し、ミーティングなどの機会を拡充している□ |
| 2. 海外を含めて本社以外の場所でも運用会社やアセットオーナーなどと対話できるように、IR担当を設置している、またはその準備をしている |
| 3. IR支援会社のサービスなどを活用して運用会社やアセットオーナーなどの情報を収集し、自社からも直接コンタクトできるようにしている |
| 4. 独立リサーチ会社のサービスなどを活用し、アナリストレポートを書いている |
| 5. その他 |

(注) 金融商品市場指令(Markets in Financial Instruments Directive: 略称MiFID)とは

EU版の金融商品取引法に相当する包括的な金融規制のこと。EUの金融・資本市場における競争と統合を促進するとともに、投資家保護をめざしたもので2007年11月に施行された。MiFID IIはその改訂版として2014年5月に欧州連合理事会で可決され、2018年1月に施行された。

日本 I R 協議会について

〔全員の方へ〕

Q21. 今までに日本 I R 協議会の事業に参加、またはサービスを利用したことがありますか。

(1つだけ)

1. ある

2. ない

--

(Q21で「1. ある」とお答えの方へ)

SQ1. 参加した事業、あるいは利用したサービスは何ですか。

(いくつでも)

- | | |
|----|------------------------------|
| 1. | I Rカンファレンス (例年12月に年一回実施) |
| 2. | I Rセミナー |
| 3. | I R基礎講座、実務講座、専門講座、優良企業講座 |
| 4. | I Rサークル |
| 5. | 「関西部会」「九州部会」「中小型株企業部会」など部会活動 |
| 6. | ライブラリー |
| 7. | その他 |

〔日本 I R 協議会の非会員の方へ〕

Q22. 日本 I R 協議会に入会するためのインセンティブは何ですか。

(いくつでも)

- | | |
|----|---|
| 1. | 上場している取引所が、入会を積極的にサポートする |
| 2. | 所属している業界団体等が、日本 I R 協議会と提携して入会を側面からサポートする |
| 3. | 上場してからの年数等によって、補助がある |
| 4. | その他 |

〔全員の方へ〕

Q23. 今後、日本 I R 協議会の事業としてどのようなことを望みますか。具体的にご記入ください。

※半角カタカナはご使用しないでください (データ集計時に文字化けする恐れがあります)

※数字やアルファベットは半角・全角問いません

--

【全員の方へ】貴社のプロフィールについて

F1. 貴社の業種は以下のどれにあてはまりますか。

(1つだけ)

1. 農林・水産・鉱業	13. 金属製品	25. 不動産
2. 建設	14. 機械	26. 陸運・海運・空運
3. 食品	15. 電機	27. 倉庫
4. 繊維	16. 輸送用機器	28. 通信
5. パルプ・紙	17. 精密機器	29. 電力・ガス
6. 化学	18. その他製造業	30. サービス業 (具体的に)
7. 薬品	19. 卸売業	
8. 石油	20. 小売業	
9. ゴム製品	21. 銀行	31. その他 (具体的に)
10. 窯業	22. その他金融機関	
11. 鉄鋼	23. 証券	
12. 非鉄金属	24. 損害保険	

F2. 貴社の直近決算期末の連結ベースの従業員数は以下のどれにあてはまりますか。
連結子会社がない場合は単独ベースとしてお答えください。□

(1つだけ)

1. 500人未満	4. 3,000～5,000人未満
2. 500～1,000人未満	5. 5,000～1万人未満
3. 1,000～3,000人未満	6. 1万人以上 (具体的に) ⇒ <input type="text"/> 万人

F3. 貴社の直近決算期の連結売上高は以下のどれにあてはまりますか。
連結子会社がない場合は単独ベースとしてお答えください。□

(1つだけ)

1. 100億円未満	4. 1,000～3,000億円未満	7. 1兆円以上 (具体的に↓)
2. 100～500億円未満	5. 3,000～5,000億円未満	<input type="text"/> 兆円
3. 500～1,000億円未満	6. 5,000億～1兆円未満	

F4. 貴社の株式を公開している市場は以下のどれにあてはまりますか。

(いくつでも)

1. 東京証券取引所 1部	5. 名古屋証券取引所 1部	9. JASDAQ
2. 東京証券取引所 2部	6. 名古屋証券取引所 2部	10. ニューヨーク証券取引所
3. 東証マザーズ	7. 福岡証券取引所	11. ロンドン証券取引所
4. 東京プロマーケット	8. 札幌証券取引所	12. その他

【質問は以上です、ご協力ありがとうございました】

この結果は、統計的に処理し、個々の回答を外部に公表することはありません。
 ファイルをデスクトップ等に、一旦保存の上、下記URLへアップロードをお願いいたします。
 (アップロードに必要なIDとパスワードは、郵送/メールでお送りしたご挨拶状に記載がございます)

アップロードサイト: <https://brs.nikkei-r.co.jp/ir2019j>

※アップロードが不可能な場合は、調査実施機関の日経リサーチまでご連絡下さい。
 ※回答内容の追加や訂正がある場合、何度でも再アップロードが可能です。